
| | |
|--------|---|
| プロジェクト | 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い |
| 項目 | 本日の審議の概要 |

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

（これまでの経緯）

2. 企業会計基準委員会は、2024 年 9 月 20 日に、移管指針公開草案第 15 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
3. 本公開草案に対するコメントは 2024 年 11 月 20 日に締め切られ、14 通のコメント・レター（団体等 7 通、個人 7 通）が寄せられた。

（本日の審議事項）

4. 本日は、以下に関するご審議をいただきたい。
 - (1) 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案（審議事項(4)-2）
 - (2) 改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の文案（移管指針第 9 号（2024 年 9 月）からの改正点）（審議事項(4)-3）
5. なお、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案について、第 538 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(4)-4、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案及び改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の文案（移管指針第 9 号（2024 年 9 月）からの改正点）について、第 231 回金融商品専門委員会で聞かれた意見は審議事項(4)-5 で示している。

以 上